



山形県公報

平成24年4月1日(日)

号 外 (7)

目 次

規 則

- 山形県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人 事 課) … 1
- 職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則…………… (同) …12
- 知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則…………… (同) …13

訓 令

- 行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令…………… (同) …同
- 附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令…………… (同) …15

告 示

- 行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する規程…………… (同) …17

規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第26号

山形県行政組織規則の一部を改正する規則

山形県行政組織規則(昭和39年4月県規則第35号)の一部を次のように改正する。

目次中「生活環境部各課」を「環境エネルギー部各課」に、「商工観光部各課」を「商工労働観光部各課」に、「生活環境部所管」を「環境エネルギー部所管」に、「第4款 職業能力開発校」を「第4款 削除」に、「商工観光部所管」を「商工労働観光部所管」に、

「第2款 大阪事務所、名古屋事務所」を「第2款 大阪事務所、名古屋事務所の2 産業技術短期大学校」

「第4款 高度技術研究開発センター」

「第4款 高度技術研究開発センター」を 第5款 産業技術短期大学校 に改める。

第6款 職業能力開発校」

第8条第3号を次のように改める。

(3) 環境エネルギー部

第8条第6号を次のように改める。

(6) 商工労働観光部

第8条の2第1項中「生活環境部」を「環境エネルギー部」に改め、同条第2項中「商工観光部」を「商工労働観光部」に改める。

第9条第1項の表中

	企画調整課	庶務係、調整担当、企画担当、戦略調整担当	
--	-------	----------------------	--

を

企画調整課	庶務係、調整担当、企画担当
県民文化課	文化振興担当

に改め、同表企画振興部の項中

広域交通担当、生活交通担当

を

航空担当、鉄道・生活交通担当

に改め、同表中

生活環境部	生活文化課	庶務係、企画調整担当、文化振興担当
	地球温暖化対策課	環境企画担当、地球温暖化対策担当
	水大気環境課	大気環境担当、水環境担当
	循環型社会推進課	廃棄物対策担当、リサイクル推進担当、環境産業担当
	みどり自然課	自然環境担当、環境影響評価担当、温泉保全係、施設整備担当、みどり環境担当

を

環境エネルギー部	環境企画課	庶務係、企画調整担当、環境政策担当、省エネルギー推進担当
	エネルギー政策推進課	戦略推進担当、事業推進担当
	水大気環境課	大気環境担当、水環境担当
	循環型社会推進課	廃棄物対策担当、リサイクル・環境産業担当
	みどり自然課	自然環境担当、環境影響評価担当、温泉保全係、施設整備担当、みどり環境担当、育樹祭担当

に改め、同表子育て推進

部の項中「企画調整担当」を削り、「青少年対策担当」を「青少年対策担当、若者活動支援担当」に改め、同表健康福祉部の項中「医務担当」を「医務企画担当」に改め、「医療連携推進担当」を削り、「高齢福祉推進担当、介護指導担当、事業指導担当」を「施設法人指導担当、事業指導担当、地域包括ケア推進担当、介護指導担当」に、「感染症難病対策担当、薬務担当」を「難病対策担当、薬務担当、感染症対策担当」に改め、同表中

商工観光部	産業政策課	庶務係、企画調整担当、産業戦略担当、経営支援担当、産業人材育成担当、金融担当、鉱政担当、計量担当
	工業振興課	ものづくり振興担当、自動車関連産業振興担当、戦略技術担当、科学技術振興担当
	商業・まちづくり振興課	商業・サービス産業振興担当、まちづくり担当、県産品振興担当

を

商工労働観光部	産業政策課	庶務係、企画調整担当、産業戦略担当、経営支援担当、金融担当、鉱政・計量担当
	工業振興課	ものづくり振興担当、自動車関連産業振興担当、戦略技術担当、科学技術振興担当
	商業・まちづくり振興課	商業・サービス産業振興担当、まちづくり担当、県産品振興担当
	雇用対策課	労政担当、雇用対策担当、産業人材育成担当、職業能力開発担当

に改め、同表農林水産部

部の項中「、コミュニケーション戦略担当」を削り、「プロジェクト推進担当、温暖化技術担当」を「技術普及担当、温暖化・エネルギー技術担当」に、「環境農業推進担当」を「生産環境担当、安全農産物担当」に、「林産振興担当」を「木材産業振興担当」に改め、同条第2項中「生活環境部危機管理・くらし安心局」を「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局」に改め、同項の表中「危機管理・国民保護対策担当、防災担当」を「危機管理企画担当、危機管理・防災担当」に、

くらし安心課	消費者行政推進担当、防犯まちづくり・交通安全対策担当
雇用対策課	労政担当、雇用対策担当、職業能力開発担当

を

くらし安心課	消費者行政推進担当、防犯まちづくり・交通安全対策担当
--------	----------------------------

に改め、同条第3項中

「商工観光部観光経済交流局」を「商工労働観光部観光経済交流局」に改め、同項の表中「、物流推進担当」を削り、同条第4項の表中

生活文化課	県民活動プロスポーツ支援室	県民活動推進担当、プロスポーツ支援担当
-------	---------------	---------------------

を

県民文化課	県民活動プロスポーツ支援室	県民活動推進担当、プロスポーツ支援担当
危機管理課	復興支援室	

に改める。

第11条第2項の表中「資金管理担当、決算国費担当、調達担当、指導検査・システム担当、審査出納担当」を「決算・システム担当、指導担当、調達担当、審査担当、資金出納担当」に改める。

第12条第2号中ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 文化振興及び県民活動に関する事項

第12条第3号中「生活環境部」を「環境エネルギー部」に改め、イを削り、ロをイとし、同イの次に次のように加える。

ロ エネルギーに関する事項

第12条第3号ニを削り、同条第6号中「商工観光部」を「商工労働観光部」に改め、ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 労働に関する事項

第12条の2中「生活環境部危機管理・くらし安心局」を「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局」に改め、「並びに労働に関する事項」を削る。

第12条の3中「商工観光部観光経済交流局」を「商工労働観光部観光経済交流局」に改める。

第13条第1項第4号ト中「子ども手当」を「児童手当」に改める。

第14条第1号ニを削り、同号ホ中「交通政策課」を「県民文化課、交通政策課」に改め、同号中ホをニとし、へをホとし、トをへとし、同条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次

の1号を加える。

(2) 県民文化課

- イ 文化振興に関する施策の総合企画、調整及び推進に関すること
- ロ 文化に関する施設の整備に関すること
- ハ 県民活動の総合的な推進に関すること
- ニ プロスポーツの支援に関すること
- ホ 県民会館、郷土館及び県政史緑地の管理に関すること

第14条に次の1項を加える。

2 県民文化課の分掌事務のうち前項第2号ハ及びニに掲げる事務は、県民活動プロスポーツ支援室で所掌する。

「第3目 生活環境部各課の分掌事務」を「第3目 環境エネルギー部各課の分掌事務」に改める。

第15条の見出しを「（環境エネルギー部各課の分掌事務）」に改め、同条第1項中「生活環境部各課」を「環境エネルギー部各課」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 環境企画課

- イ 環境の保全に関する施策の総合企画及び調整に関すること
- ロ 環境計画の推進に関すること
- ハ 地球温暖化対策に関すること
- ニ 環境マネジメントシステムに関すること
- ホ 環境教育（森林に関するものを除く。）及び環境学習の推進に関すること
- ヘ 公害に係る紛争の処理に関すること
- ト 環境科学研究センターに関すること
- チ 部内の庶務に関すること
- リ 部内の連絡調整に関すること
- ヌ その他部内他課の所掌に属しない事務に関すること

(2) エネルギー政策推進課

- イ エネルギーに関する施策の総合企画、調整及び推進に関すること
- ロ エネルギー戦略の推進に関すること

第15条第1項第5号中トをチとし、への次に次のように加える。

- ト 環境緑化の推進に関すること

第15条第1項第6号ソ中「生活環境部危機管理・くらし安心局」を「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局」に改め、「雇用対策課」を削り、同号中ソをネとし、同号レ中「生活環境部危機管理・くらし安心局」を「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局」に改め、同号中レをツとし、同号タ中「生活環境部危機管理・くらし安心局」を「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局」に改め、同号中タをソとし、ヨをレとし、カの次に次のように加える。

- ヨ 避難者支援の総合調整に関すること
- タ 放射線対策の総合調整に関すること

第15条第1項中第8号を削り、第9号を第8号とし、同条第2項中「生活文化課」を「危機管理課」に、「前項第1号ハ及びニ」を「前項第6号ヨ及びタ」に、「県民活動プロスポーツ支援室」を「復興支援室」に改める。

第15条の2第2号ロ中「子ども手当」を「児童手当」に改める。

「第6目 商工観光部各課の分掌事務」を「第6目 商工労働観光部各課の分掌事務」に改める。

第17条の見出しを「（商工労働観光部各課の分掌事務）」に改め、同条第1項中「商工観光部各課」を「商工労働観光部各課」に改め、同項第1号中ヲを削り、ワをヲとし、カをワとし、ヨをカとし、タをヨとし、レをタとし、ソをレとし、ツをソとし、同号ネ中「名古屋事務所及び産業技術短期大学校」を「及び名古屋事務所」に改め、同号中ネをツとし、ナをネとし、ラをナとし、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 雇用対策課

- イ 労働組合及び労働関係の調整に関すること
- ロ 労働委員会の委員の任免に関すること
- ハ 労働者福祉の向上に関すること
- ニ 労務管理の改善に関すること
- ホ 労働情報の収集及び分析に関すること

- へ 労働教育に関すること
- ト 就業促進及び雇用対策に関すること
- チ 公共職業訓練に関すること
- リ 事業主等が行う職業訓練その他職業訓練に関すること
- ヌ 技能検定に関すること
- ル 産業人材の育成に関すること
- ヲ 産業技術短期大学校及び職業能力開発専門学校に関すること

第17条第2項中「同項第5号ハ」を「同項第6号ハ」に改める。

第18条第1項第1号カ中「、漁業災害補償及び漁船損害補償」を削り、同項第4号ニ中「農地・水・環境保全向上対策」を「農地・水保全管理支払」に改め、同号中リをヌとし、チをリとし、トの次に次のように加える。

チ 耕作放棄地対策に関すること（農村整備課で所掌するものを除く。）

第18条第1項第5号中ツをネとし、ソをツとし、レをソとし、タをレとし、ヨをタとし、カの次に次のように加える。

ヨ 漁業災害補償及び漁船損害補償に関すること

第18条第1項第6号へ中「及び飼料の安全性の確保並びに品質の改善」を削り、同号中へをトとし、ホをへとし、ニの次に次のように加える。

ホ 農作物の鳥獣被害防止対策に関すること

第18条第1項第8号ム中「耕作放棄地対策」を「耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業」に改め、同項第9号中ヌを削り、ルをヌとし、ヲをルとし、ワをヲとし、カをワとし、ヨをカとし、タをヨとし、レをタとし、ソをレとし、ツをソとし、ネをツとし、ナをネとし、ラをナとし、同条第2項中「レまで及びツ」を「ソまで及びネ」に、「（ツ）」を「（ネ）」に改める。

第19条第1項第4号ホ中「生活文化課」を「県民文化課」に改める。

第22条第1号ロ中「出納保管及び記録」を「出納及び保管」に改め、同号中ハを削り、ニをハとし、ホを削り、へをニとし、トをホとし、チをへとし、リをトとし、ヌを削り、ルをチとし、ヲをリとし、ワをヌとし、カをルとし、ヨをヲとし、タをワとし、レをカとし、ソをヨとし、ツをタとし、ネをレとし、ナをソとする。

第31条第1項の表村山総合支庁の項中「、総合相談係」を削り、「予算係」を「調整担当」に、

「地域振興担当、子ども・青少年育成担当」を「企画調整担当、地域振興担当」に改め、「、農産振興担当」を削り、

「用地換地担当、工事担当」を「用地換地担当、工事担当、整備担当」に、「計画工事担当」を「自動車運転担

当、計画工事担当」に、「維持管理担当」を「自動車運転担当、維持管理担当」に、「建設リサイクル担当」を「建設リサイクル担当、用地担当」に改め、同表最上総合支庁の項中「、予算係、防災安全担当」を削り、

「地域振興担当」を「企画調整担当、地域振興担当」に、「維持管理担当」を「自動車運転担

当、維持管理担当」に、「工事維持調査担当」を「自動車運転担当、工事維持調査担当」に改め、同表置賜総合支庁の項中「、予算係、防災安全担当」を削り、

「地域振興担当」を「企画調整担当、地域振興担当」に、

保健企画課	総務係、健康企画担当、医薬事担当	米沢市	を
検査課		米沢市	

「保健企画課 総務係、健康企画担当、医薬事担当 米沢市」に、「維持管理担当」を

「自動車運転担当、維持管理担当」に、

河川砂防課	維持調査担当、工事担当、ダム管理担当
-------	--------------------

を

河川砂防課	自動車運転担当、維持調査担当、工事担当、ダム管理担当
-------	----------------------------

に、「建設リサイクル担当」を「建設リサイクル

担当、用地担当」に改め、同表庄内総合支庁の項中「予算係、防災安全担当」を「行政担当」に改め、

地域振興担当

を

企画調整担当、地域振興担当

に、「障がい者支援担当」を「障がい者

支援担当、精神保健福祉担当」に、「産業企画担当」を「食産業・調整担当、産業振興担当」に、「都市整備・企画担当」を「自動車運転担当、都市整備・企画担当」に、「維持調査担当」を「自動車運転担当、維持調査担当」に改め、同条第3項の表中

	建設部	西村山建設総務課	用地室	
		北村山建設総務課	用地室	
	総務企画部	総務課	出納室	

を

	総務企画部	総務課	防災安全室	
			出納室	

に改め、同表置賜

総合支庁の項中

総務企画部	総務課	出納室
-------	-----	-----

を

総務企画部	総務課	防災安全室	
		出納室	
保健福祉環境部	保健企画課	検査室	

に改め、同表中

	建設部	西置賜建設総務課	用地室
	総務企画部	総務課	出納室

を

	総務企画部	総務課	防災安全室	
			出納室	

に改める。

第32条第1号中へを削り、トをへとし、チをトとし、同トの次に次のように加える。

チ 青少年対策に関すること（置賜総合支庁に限る。）

第32条第2号ニ中「及び男女共同参画」を削り、「最上総合支庁及び庄内総合支庁に限る」を「置賜総合支庁を除く」に改め、同号に次のように加える。

ホ 男女共同参画に関すること

第33条第1号ロ中「予算、決算及び」を削り、同号ホ中「総務課」を「村山総合支庁総務企画部総務課及び庄内総合支庁」に改め、同号ワ中「（最上総合支庁に限る。）」を削り、同号中ナをウとし、ネをムとし、同号ツ中「最上総合支庁及び庄内総合支庁に限る」を「村山総合支庁及び西置賜総務課を除く」に改め、同号中ツをナとし、同ナの次に次のように加える。

ラ 青少年対策に関すること（置賜総合支庁総務企画部総務課に限る。）

第33条第1号ソ中「村山総合支庁総務企画部総務課、最上総合支庁及び庄内総合支庁」を「総務課」に改め、同号中ソをネとし、同号レ中「（置賜総合支庁を除く。）」を削り、同号中レをツとし、タの次に次のように加える。

レ 特定非営利活動法人の認証事務及び活動支援に関すること（庄内総合支庁に限る。）

ソ 文化振興に関する施策の推進に関すること（庄内総合支庁に限る。）

第33条第4号中ナを削り、ネをナとし、同号ツ中「こと」を「こと（庄内総合支庁を除く。）」に改め、同号中ツをネとし、ソをツとし、レを削り、タをソとし、ヨをレとし、カをタとし、同号ワ中「こと」を「こと（庄内総合支庁を除く。）」に改め、同号中ワをヨとし、ヲをカとし、ルをワとし、ヌをヲとし、リをルとし、チをヌとし、トをリとし、ヘをチとし、ホをトとし、ニをへとし、ハをホとし、ロをニとし、イの次に次のように加える。

ロ 予算及び決算に関すること

ハ 地域行政連絡協議会に関すること（最上総合支庁及び置賜総合支庁に限る。）

第34条第1号カ中「子ども手当」を「児童手当」に改め、同号中オをヤとし、ノの次に次のように加える。

オ 青少年対策に関すること（村山総合支庁に限る。）

ク 男女共同参画の推進及び総合支庁における少子化対策の総合調整に関すること（村山総合支庁及び置賜総合支庁に限る。）

第34条第3号タ中「最上総合支庁」を「最上総合支庁及び置賜総合支庁」に改め、同条第7号ト中「子ども手当」を「児童手当」に改める。

第35条第2号ソ中「（村山総合支庁に限る。）」を削り、同号ムを削り、同条第4号ロ中「農地・水・環境保全向上対策」を「農地・水保全管理支払」に改め、同号ルを削り、同号ヲ中「（最上総合支庁を除く。）」を削り、同号中ヲをルとし、同号に次のように加える。

ヲ ふるさと農村地域活性化基金事業に関すること

第36条第1号中ムを削り、ウをムとし、キをウとし、同条第6号へ中「指定」を「指定等」に、「調査」を「調査及び土砂災害緊急情報の通知」に改め、同号ヲ中「及び田沢川ダム」を「田沢川ダム及び温海川ダム」に改める。

第37条の前の見出しを「（分所）」に改める。

第38条第1項中「支所及び」を削り、同項の表中

庄内総合支庁建設部温海支所	鶴岡市	鶴岡市（平成17年9月30日における西田川郡の区域に限る。）
庄内総合支庁建設部鶴岡分所	鶴岡市	鶴岡市（平成17年9月30日における西田川郡の区域を除く。）及び東田川郡（平成17年6月30日における余目町の区域を除く。）

を

庄内総合支庁建設部鶴岡分所	鶴岡市	鶴岡市及び東田川郡（平成17年6月30日における余目町の区域を除く。）
---------------	-----	-------------------------------------

に改め、同条第2項を次のように改め

る。

2 分所の分掌事務は、道路の維持管理に関することとする。

第38条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

「第4節 生活環境部所管の出先機関」を「第4節 環境エネルギー一部所管の出先機関」に改める。

第3章第4節第4款を次のように改める。

第4款 削除

第54条から第57条まで 削除

第86条の表中「、療食係」を削る。

「第6節 商工観光部所管の出先機関」を「第6節 商工労働観光部所管の出先機関」に改める。

「第2款の2 産業技術短期大学校」を削る。

第124条を次のように改める。

第124条 削除

第124条の2から第124条の4までを削る。

第132条から第143条までを削る。

第3章第6節に次の2款を加える。

第5款 産業技術短期大学校

（名称及び位置）

第132条 山形県立産業技術短期大学校条例（平成4年12月県条例第45号）により置かれた産業技術短期大学校の名称及び位置は、同条例の定めるところにより次のとおりである。

名称	位置
山形県立産業技術短期大学校	山形市

（所務）

第133条 産業技術短期大学校は、高度職業訓練に関する事務を処理する。

（内部組織）

第134条 産業技術短期大学校に事務局を置き、事務局に次の表の左欄に掲げる課並びに同表の右欄に掲げる係、担当及び科を置く。

課名	係・担当・科名
総務課	総務係
教務企画課	教務企画担当、機械システム系デジタルエンジニアリング科、機械システム系メカトロニクス科、知能電子システム科、情報システム科、建築環境システム科、産業技術専攻科
学生課	学生指導担当

（分校）

第135条 山形県立産業技術短期大学校条例により産業技術短期大学校に置かれた分校の名称及び位置は、同条例の定めるところにより次のとおりである。

名称	位置
山形県立産業技術短期大学校庄内校	酒田市

2 産業技術短期大学校庄内校は、産業技術短期大学校の処理する第133条に規定する事務を分掌する。

3 産業技術短期大学校庄内校に事務局を置き、事務局に次の表の左欄に掲げる課並びに同表の右欄に掲げる係及び科を置く。

課名	係・科名
総務課	庶務係
教務学生課	制御機械科、電子情報科、国際経営科

第6款 職業能力開発校

(名称及び位置)

第136条 山形県立職業能力開発校条例（昭和49年3月県条例第23号）に基づき置かれた職業能力開発校の名称及び位置は、同条例の定めるところにより次のとおりである。

名称	位置
山形県立山形職業能力開発専門校	山形市

(所務)

第137条 職業能力開発校は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 普通職業訓練その他職業訓練に関すること
- (2) 在宅による就労に関する相談及び能力開発に関すること

(内部組織)

第138条 職業能力開発校に次の表の左欄に掲げる係及び課を置き、当該課に同表の右欄に掲げる科を置く。

係・課名	科名
庶務係	
訓練課	自動車科、建設技術科
能力開発支援課	

(分校)

第139条 山形県立職業能力開発校条例により山形職業能力開発専門校に置かれた分校の名称及び位置は、同条例の定めるところにより次のとおりである。

名称	位置
山形県立庄内職業能力開発センター	酒田市

- 2 庄内職業能力開発センターは、山形職業能力開発専門校の処理する第137条に規定する事務を分掌する。
- 3 庄内職業能力開発センターに次の表の左欄に掲げる係及び課を置き、当該課に同表の右欄に掲げる科及び担当を置く。

係・課名	科・担当名
庶務係	
訓練課	金属技術科、能力開発支援担当

第140条から第143条まで 削除

第149条の表中 「農産加工開発部」 を 「食品加工開発部」 に改める。

第151条第4号中「農産加工開発部」を「食品加工開発部」に改める。

第184条に次の1号を加える。

(8) 港湾利用の促進に関すること

第194条第2項の表山形県置賜保健所の項中「、検査課」を削る。

第199条の表中	山形県個人情報保護運営審議会	山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）第5条第2項第9号及び第3項第3号並びに第6条第1項第8号の規定による個人情報の保護に関する事項について調査審議すること並びに住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定によりその権限に属させられた事項及び知事の諮問に応じ同法第30条の5第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、知事に建議すること	を
----------	----------------	---	---

山形県私立学校審議会	私立学校法（昭和24年法律第270号）第9条の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人等の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関すること	に、
山形県個人情報保護運営審議会	山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）第5条第2項第9号及び第3項第3号並びに第6条第1項第8号の規定による個人情報の保護に関する事項について調査審議すること並びに住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定によりその権限に属させられた事項及び知事の諮問に応じ同法第30条の5第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、知事に建議すること	

「地球温暖化対策課」 を 「環境企画課」 に、

山形県交通安全対策会議	交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第16条第2項の規定による県交通安全計画の作成及びその実施の推進、県及び関係行政機関等相互間の連絡調整等に関すること		を
山形県職業能力開発審議会	知事の諮問に応じて、職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらに関し必要と認める事項を関係行政機関に建議すること	雇用対策課	

山形県交通安全対策会議	交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第16条第2項の規定による県交通安全計画の作成及びその実施の推進、県及び関係行政機関等相互間の連絡調整等に関すること		に改め、同表山形県障
-------------	---	--	------------

がい者施策推進協議会の項中「第26条第2項」を「第36条第1項」に、「及び」を「の調査審議及びその施策の実

施状況の監視並びに」に改め、同表中

山形県障がい者介護給付費等不服審査会

 を

山形県障がい者介護給付費等及び障がい児通所給付費等不服審査会

 に、「介護給付

費等に」を「介護給付費等に係る処分に対する不服の審査及び児童福祉法第56条の5の5第1項の規定による障害児通所給付費等に」に改め、同表山形県産業構造審議会の項中「商工観光部」を「商工労働観光部」に改め、同表

山形県大規模小売店舗立地審議会	知事の諮問に応じ、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に関する重要事項を調査審議すること		を
-----------------	---	--	---

山形県大規模小売店舗立地審議会	知事の諮問に応じ、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に関する重要事項を調査審議すること		に改める。
山形県職業能力開発審議会	知事の諮問に応じ、職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を関係行政機関に建議すること	雇用対策課	

第200条第1項の表中

生活環境部

 を

環境エネルギー部

 に、

生活環境部、健康福祉部及び農林水産部

 を

企画振興部、健康福祉部及び商工労働観光部

 に改め、同条第3項の表主任技能員の項中「技能長」を「上司

の命を受けて担当業務及び当該業務従事職員の指導業務に従事し、又は技能長」に改める。

第201条第1項の表校長の項出先機関の組織の欄中「職業能力開発校、産業技術短期大学校、産業技術短期大学

校庄内校」を「産業技術短期大学校、産業技術短期大学校庄内校、職業能力開発校」に改め、同表支所長の項出先機関の組織の欄中「、病虫害防除所及び総合支庁」を「及び病虫害防除所」に改め、同表副校長の項出先機関の組織の欄中「職業能力開発校、産業技術短期大学校、産業技術短期大学校庄内校」を「産業技術短期大学校、産業技術短期大学校庄内校、職業能力開発校」に改め、同条第3項の表中

職	職務
主任技能員	上司の命を受けて担当業務及び当該業務従事職員の指導業務に従事し、又は技能長を補佐し、及び担当業務に従事する。

を

職	職務

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第199条の表山形県障がい者施策推進協議会の項の改正規定は、山形県障がい者施策推進協議会条例の一部を改正する条例（平成24年3月県条例第30号）の施行の日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(山形県屋外広告物審議会規則の一部改正)

2 山形県屋外広告物審議会規則（昭和36年4月県規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号を次のように改める。

(1) 商工労働観光部長

(山形県公舎管理規則の一部改正)

3 山形県公舎管理規則（昭和43年4月県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「商工観光部産業政策課」を「商工労働観光部産業政策課」に改める。

(山形県貸金業法の施行に関する規則の一部改正)

4 山形県貸金業法の施行に関する規則（昭和58年10月県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号を次のように改める。

(1) 山形県商工労働観光部産業政策課

職員の出先機関に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第27号

職員の出先機関に関する規則の一部を改正する規則

職員の出先機関に関する規則（昭和41年3月県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課」を「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課」に改め、同条第9号中「商工観光部観光経済交流局経済交流課」を「商工労働観光部観光経済交流局経済交流課」に改め、同条第11号中「生活環境部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課」を「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課」に改め、同条第13号を次のように改める。

(13) 農林水産部畜産課において処理する牛肉の放射性物質検査に関する事務

別表第12項中

山形市緑町一丁目9番30号

 を

寒河江市大字西根字石川西355番地

 に改め、同表第13項中

山形市双葉町一丁目2番3号

を

山形市大字中野字的場936番地

米沢市万世町片子5379番地の15

に改

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第28号

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「子ども手当」を「児童手当」に改める。

第4条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第5条の2第1号中「第5条第8項」を「第5条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護（次条において「生活介護」という。）、第5条第8項」に、「同条第11項」を「第5条第11項」に、「及び同条第13項」を「（次条において「施設入所支援」という。）及び第5条第13項」に、「第7条第5項に規定する盲ろうあ児施設支援及び同条第6項に規定する肢体不自由児施設支援」を「第6条の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援及び第7条第2項に規定する障害児入所支援」に改める。

第5条の3第1号中「短期入所及び」を「生活介護、短期入所及び施設入所支援並びに」に、「第7条第3項」を「第7条第2項」に、「知的障害児施設支援」を「障害児入所支援」に改める。

第13条第1号イ中「並びに」を「、」に、「第2項」を「第2項（同条第1項ただし書及び第2項については、第13条の2第2項において準用する場合を含む。）並びに同条第1項」に改め、同号ル中「第52条」を「第52条第1項」に改め、同号中ルをヨとし、ヌをカとし、リをワとし、チをリとし、同リの次に次のように加える。

- ヌ 第26条第1項の規定による消毒すべき旨の命令に関すること
- ル 第26条第3項の規定により家畜防疫員に倉庫等を消毒させることに関すること
- ヲ 第26条第5項の規定により家畜防疫員に設備を設置させることに関すること

第13条第1号中トをチとし、ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 第12条の4第1項の規定による家畜の頭羽数及び衛生管理状況についての報告の受理に関すること

第20条中「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）第16条第1項」を「児童手当法（昭和46年法律第73号）第17条第1項」に、「第6条及び第7条」を「第7条及び第8条」に、「による子ども手当」を「による児童手当」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県訓令第5号

庁 中
出 先 機 関

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令を次のように定める。

平成24年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令

（クリーニング業法執行手続の一部改正）

第1条 クリーニング業法執行手続（昭和25年8月県訓令第46号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

環境エネルギー部

保健所

第4条中「生活環境部」を「環境エネルギー部」に改める。

（と畜場法執行手続の一部改正）

第2条 と畜場法執行手続（昭和28年12月県訓令第48号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

環境エネルギー部

保健所

食肉衛生検査所

（山形県職員服務規程の一部改正）

第3条 山形県職員服務規程（昭和37年4月県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「商工観光部観光経済交流局経済交流課」を「商工労働観光部観光経済交流局経済交流課」に改める。

（山形県職員被服貸与規程の一部改正）

第4条 山形県職員被服貸与規程（昭和38年4月県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、事務所長又は支所長」を「又は事務所長」に改める。

（山形県職員の人事に関する手続規程の一部改正）

第5条 山形県職員の人事に関する手続規程（昭和38年8月県訓令第52号）の一部を次のように改正する。

別表第2中 「生活環境部長、次長及び生活環境部付の職員」 「生活文化課長」 を

「環境エネルギー部長、次長及び環境エネルギー部付の職員」 「環境企画課長」 に、「生活環境部危機管理・くらし安心局長」を「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局長」に、「商工観光部長」を「商工労働観光部長」に、「商工観光部観光経済交流局長及び商工観光部付」を「商工労働観光部観光経済交流局長及び商工労働観光部付」に改める。

別表第4第1項中「、小国分所及び温海支所」を「及び小国分所」に改める。

（山形県鳥獣保護員服務規程の一部改正）

第6条 山形県鳥獣保護員服務規程（昭和39年3月県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

環境エネルギー部

総合支庁

（狂犬病予防法執行手続の一部改正）

第7条 狂犬病予防法執行手続（昭和44年5月県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

環境エネルギー部

保健所

（農村地域工業等導入推進協議会規程の一部改正）

第8条 農村地域工業等導入推進協議会規程（昭和46年11月県訓令第27号）の一部を次のように改正する。

第8条中「商工観光部工業振興課」を「商工労働観光部工業振興課」に改める。

別表第1中「雇用対策課長、工業振興課長」を「工業振興課長、雇用対策課長」に改める。

別表第2中「地球温暖化対策課長」を「環境企画課長、エネルギー政策推進課長」に改める。

（職員の勤務時間に関する規程の一部改正）

第9条 職員の勤務時間に関する規程（昭和55年11月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「商工観光部観光経済交流局経済交流課」を「商工労働観光部観光経済交流局経済交流課」に改める。

（山形県業務管理規程の一部改正）

第10条 山形県業務管理規程（平成20年8月県訓令第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、事務所長及び支所長」を「及び事務所長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第6号

庁 中
出 先 機 関

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程（昭和56年4月県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1山形県交通安全対策会議の項充てる職の欄中「生活環境部危機管理・くらし安心局」を「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局」に改め、同表山形県国民保護協議会の項中

「生活環境部危機管理・くらし安心局長
生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課長」

を

「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局長
環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課長」

に改め、同表山形県防災会議の項充てる職の欄中

「生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課長」を「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課長」に改め、同表山形県石油コンビナート等防災本部の項充てる職の欄中「生活環境部長」を「環境エネルギー部長」に、「商工観光部長」を「商工労働観光部長」に、「生活環境部生活文化課長」を「環境エネルギー部環境企画課長」に、「生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課長」を「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課長」に、「商工観光部の」を「商工労働観光部の」に改め、同表山形県公衆浴場入浴料金審議会の項中

「生活環境部長」

を

「環境エネルギー部長」

に改め、同表山形県産業構造審議会の項中

「生活環境部危機管理・くらし安心局雇用対策課長
商工観光部各課長」

を

「商工労働観光部各課長」

に改め、同表山形県職業能力開発審議会の項中

「生活環境部危機管理・くらし安心局雇用対策課長
商工観光部各課長」

を

「商工労働観光部各課長」

に改め、同表山形県都市計画審議会の項

充てる職の欄中「生活環境部循環型社会推進課長」を「環境エネルギー部循環型社会推進課長」に改め、山形県開発審査会の項充てる職の欄中「（土地対策の業務を担当するものに限る。）」を削り、山形県水防協議会の項充てる職の欄中「生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課長」を「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課長」に改め、山形県建築審査会の項充てる職の欄中「の課長」を「の課長、建築行政主幹」に、「建築指導主査及び」を「建築指導主査並びに」に、「技師」を「主査及び技師」に改め、同表山形県建築士審査会の項充てる職の欄中「の課長」を「の課長、建築行政主幹」に、「建築指導主査及び」を「建築指導主査並びに」に、「技師」を「主査及び技師」に改める。

別表第2 村山総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室の項中

農業総合研究センター園芸試験場総務主査

を

農業総合研究センター園芸試験場総務専門員

に改め、同表消費生活センターの項充てる職の欄中

「生活環境部危機管理・くらし安心局くらし安心課課長補佐」を「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局くらし安心課課長補佐」に改め、同項中

生活環境部危機管理・くらし安心局くらし安心課消費生活相談専門員
生活環境部生活文化課総務主査
生活環境部危機管理・くらし安心局くらし安心課消費者行政企画主査
生活環境部危機管理・くらし安心局くらし安心課消費生活相談主査
生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課調整主査

し安心課課長補佐」に改め、同項中

を

環境エネルギー部危機管理・くらし安心局くらし安心課消費生活相談専門員
環境エネルギー部環境企画課総務主査
環境エネルギー部危機管理・くらし安心局くらし安心課消費者行政企画主査
環境エネルギー部危機管理・くらし安心局くらし安心課消費生活相談主査
環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課調整主査

に改め、同欄中「生活環境部危機管理・くらし安心局

の」を「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局の」に改め、同表庄内職業能力開発センターの項を削り、同表

庄内児童相談所の項中

栄養士	鶴岡乳児院栄養士
技能長	鶴岡乳児院技能長

を

主任栄養士 鶴岡乳児院主任栄養士

技能長 鶴岡乳児院技能長

主任技能員 鶴岡乳児院主任技能員

に改め、同表中

主事 工業技術センター主事

を

	主事	工業技術センター主事
庄内職業能力開発センター	庶務係長	産業技術短期大学校庄内校庶務係長
	主査	産業技術短期大学校庄内校主査

に改める。

別表第3 置賜保健所の項総合支庁の組織の欄中「、検査課」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第389号

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する規程を次のように定める。

平成24年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する規程

(山形県廃棄物最終処分場埋立処分終了届出台帳等閲覧規程の一部改正)

第1条 山形県廃棄物最終処分場埋立処分終了届出台帳等閲覧規程（平成4年7月県告示第803号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「山形県生活環境部循環型社会推進課」を「山形県環境エネルギー部循環型社会推進課」に改める。

(口頭により開示請求を行うことができる個人情報の一部改正)

第2条 平成13年5月県告示第362号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正する。

山形県立職業能力開発校入校選考	科目別得点	同	受験した山形県立職業能力開発校（庄内職業能力開発センターを除く。）
職業訓練指導員試験	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	同	生活環境部危機管理・くらし安心局雇用対策課
技能検定	学科試験及び実技試験の得点	同	同
技能照査	同	合格証書の交付の日から1月間	受験した山形県立職業能力開発校又は山形県立産業技術短期大学校
クリーニング師試験	学科試験及び実地試験の総合得点	合格発表の日から1月間	生活環境部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課

を

クリーニング師試験	学科試験及び実地試験の総合得点	同	環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課
-----------	-----------------	---	----------------------------

に、

「商工観光部産業政策課」を「商工労働観光部産業政策課」に、

農業機械士技能認定検定	学科試験及び実技試験の得点	同	農林水産部生産技術課	を
山形県立職業能力開発校入校選考	科目別得点	同	受験した山形県立職業能力開発校（庄内職業能力開発センターを除く。）	に改める。
職業訓練指導員試験	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	同	商工労働観光部雇用対策課	
技能検定	学科試験及び実技試験の得点	同	同	
技能照査	同	合格証書の交付の日から1月間	受験した山形県立産業技術短期大学校又は山形県立職業能力開発校	
農業機械士技能認定検定	同	合格発表の日から1月間	農林水産部生産技術課	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。